# 国立ハンセン病療養所名誉所長の称号の授与に関する省令 （昭和三十九年厚生省令第十九号）

厚生労働大臣は、国立ハンセン病療養所に所長として多年勤務した者であって、国立ハンセン病療養所の運営について功績のあったものに対し、別に定めるところにより、名誉所長の称号を授与することができる。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一三年二月二六日厚生労働省令第一六号）

この省令は、平成十三年二月二十八日から施行する。

# 附則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成二二年三月三一日厚生労働省令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。